

社会福祉法人カトリック児童福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック児童福祉会法人（以下「本会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）が本会の業務を執行するために要した費用を弁償するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、本会の定款により定められた理事長、常務理事、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) この規程において費用弁償とは、本会における理事会、監事会、評議員会に出席した場合及び理事長の命により会議等に出席した場合の出席旅費並びに本会の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が本会定款に定められた会議に出席した場合及び理事長の命により会議等に出席した場合には、3,000円を支給する。

- 2 監査業務等に従事する監事及び公認会計士、税理士、相談役等には、1日10,000円を支給する。
- 3 役員等が理事長の命又は委託により出張した場合には、旅費及び日当1日につき3,000円を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、交通費及び宿泊料実費を支給する。

(旅費の準用)

第6条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、本会老人施設関係旅費規程を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 5年 2月10日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年 6月14日から施行する。
- 3 この規程は、平成14年10月10日から施行する。

- 4 この規程は、平成26年12月18日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年12月19日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 8 この規程は、令和 3年 1月 1日から施行する。